

(仮訳)

2017年11月2日

IAISがICS Version 2.0のコンバージェンスのための統合的な道程を公表 実施計画に合意：最終的な目標に向けた次のステップ

マレーシア・クアラルンプール — 保険監督者国際機構（IAIS）は、本日、法域を越えて比較可能な結果を達成する単一の国際資本基準（ICS）という最終的な目標に向けて前進するため、グループ資本基準のコンバージェンスのための統合的な道程を公表した。この重要な合意は、ICS Version 2.0の実施が実際にどのような意味を持つのかについて明確化を求めるIAISメンバーや利害関係者からの要望に応じるものである。

ヴィッキー・サポルタ（IAIS執行委員会議長）は、「この合意に達したことにより、IAISは、グループ・ソルベンシーの監督上の議論のための共通言語をつくるという目的を達成するだろう。我々は、メンバーの優先事項を反映し、最終的な目標に向けて重要な進展を成し遂げた」と述べた。

IAISは、ICS Version 2.0の実施は二段階（5年間のモニタリング段階、その後の実施段階）で行われることに合意した。また、ICS Version 2.0の実施は、二つの同等に重要な構成要素を有する。一つ目は、すべての国際的に活動する保険グループ（IAIGs）によるICS参照値（reference ICS）の義務的な機密報告である。二つ目は、グループ監督当局の選択による追加的な報告である。更に、合算ベース（aggregation-based）のグループ資本計測を開発するという米国のメンバーの声明を受け、IAISは、合算手法がICSと比較可能な結果をもたらすか否かについて、データを収集し、モニタリング期間の終了までに評価することに合意した。

テッド・ニッケル（米国ウィスコンシン州長官、全米保険監督官協会（NAIC）会長）は、「これは注目に値する成果であり、多くのギブ・アンド・テイクを通じて達成された。夜明け前がいつも一番暗いと言われるが、Version 2.0へと続くこの道程には、夜明けがある。我々は、今後の重要な作業の一部であり続けることを楽しみにしている」と述べた。

太田浩（金融庁国際政策管理官、IAIS執行委員会副議長）は、「異なる経済や社会であるにも拘わらず、この合意で、偉大なことを成し遂げるためにメンバ

一がどのように団結できるかをもう一度示すことになった。メンバーは異なる意見を表明することもあったが、我々は前を向き続け、我々の目標は保険市場をより安定的でより強靱にすることを支援するという点で同じであった」と述べた。

ガブリエル・ベルナルディーノ（欧州保険・年金監督当局（EIOPA）議長）は、「この合意は、我々が前進するために必要な明確性を達成するものである。我々が最終的な目標に達するとき、我々はクアラルンプールで築かれた合意をICSの開発における分水嶺の瞬間として思い返すだろう」と述べた。

クアラルンプール合意の詳細を含む更なる情報は、IAIS のウェブサイト又は別添にて確認することができる。

(仮訳)

監督上の国際資本基準 (ICS Version 2.0) の実施

拡大フィールドテストのための国際資本基準 (ICS Version 1.0) の開発及びそれに先立つ何年ものフィールドテストにおいて、保険監督者国際機構 (IAIS) は、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の本拠地がある法域のソルベンシー制度の共通点や相違点を理解し、評価する機会を持ってきた。ICS を規制資本 (PCR) として実施するために考慮することが必要な多くの実務的な実施上の問題がある。IAIS は、利害関係者が、2019 年のフィールドテストの完了後の ICS の実施が、実際にどのような意味を持つのかについて明確化を求めてきたことを認識している。

IAIS は、ICS Version 2.0 の実施は二段階で行われることに合意した。

1. 第 1 段階は「モニタリング期間」と呼ばれ、ICS Version 2.0 は、グループ監督当局への機密報告や監督カレッジでの議論のために利用される。ICS は、この段階では規制資本としては利用されない (つまり、ICS の結果は、監督上のアクションの引き金となる基礎としては利用されない)。これはグループ監督当局やホスト監督当局が、現行のグループ資本基準や開発中の計測手法と比較することによって ICS を議論、評価することを可能にする。このモニタリング期間は 5 年間続く。
2. 第 2 段階は、「グループ規制資本としての ICS の実施」である。

IAIS は、グループ資本基準の国際的なコンバージェンスを高めることを念頭に、グループ・ソルベンシーの監督上の議論のための共通言語をつくるために ICS の開発を開始した。ICS の開発のために複数の目標を定めた (つまり Version 1.0、Version 2.0、最終的な目標) のは、このコンバージェンス・プロセスにおいて、慎重に考慮されたステップ・バイ・ステップのアプローチを取る必要があることを示していた。ICS Version 2.0 の実施において二段階のアプローチをとるという決定は、この段階的なコンバージェンス・プロセスを更に実証するものである。

ICS Version 2.0 の実施は、二つの同等に重要な構成要素を有する。

- 市場調整評価方式 (MAV)、所要資本のための標準手法、及び適格資本のための収斂された要件に基づく ICS 参照値 (reference ICS) の、すべての IAIGs による義務的な機密報告

- グループ監督当局の選択による、各国会計基準調整評価方式（GAAP Plus）及び／又は内部モデルベースの所要資本計算に基づく ICS の追加的な報告

ICS 参照値は、モニタリング期間中、IAIGs を比較するための基礎になるだろう。ICS 参照値は、解決できない問題のための限定的な数の各国裁量を含むだろう。各国裁量が利用される場合、その裁量の影響は調和可能である必要がある。

ICS 参照値、及び ICS Version 2.0 におけるグループ監督当局の選択による追加的な報告は、同等に重要な構成要素である。GAAP Plus 及び内部モデルは、モニタリング期間終了までにその後の ICS に含めることが検討される有望な選択肢である。GAAP Plus の評価は、各国で適用可能な異なる会計基準に基づくものであるが、その中には近年中に変更されるものもある。ICS 参照値のために MAV を選択したのは、それが安定的で比較可能な IAIS が開発した評価基礎であるためである。

同時に、米国は、米国の規制枠組みにおいて重要で意味のある開発を公表した。全米保険監督官協会（NAIC）及び連邦準備制度理事会（FRB）は、米国連邦保険局（FIO）の支援を得て、両者でグループ資本計算における合算手法（aggregation method）を開発している。IAIS は、合算手法はまだ開発の初期段階にあると認識している。IAIS は、関心のある国から合算手法の開発に関連するデータを収集することに合意した。合算手法は ICS Version 2.0 の一部ではないが、IAIS はこの開発の重要性を認識し、合算手法の開発の助けとなるデータを関心のある国から収集する。このアプローチを通じて、IAIS は、モニタリング期間終了までに、合算手法が ICS に対して比較可能な、すなわち（「最終的な目標」で示された意味において¹）実質的に同じ結果をもたらすかどうかを評価する役割を担うことを意図している。もし比較可能と評価されれば、同手法は規制資本として ICS を実施する上で、それと同等の結果をもたらすアプローチとして考慮されるだろう。

総じて見れば、この段階的なアプローチは、世界中の IAIGs のグループ監督のために比較可能な結果をもたらすという最終的な目標への一丸となった対応を可能にするだろう。

¹ 金融庁注）IAIS は、ICS Version 1.0 等の文書において、「比較可能な（comparable）」に「実質的に同じ（substantially the same）」という解釈を与えている。